

平成27年度全国高等学校総合体育大会 兵庫県売店設置運営要項

1 趣 旨

この要項は、「平成27年度全国高等学校総合体育大会兵庫県歓迎事業実施要項」に基づき、兵庫県実施競技開催中に競技会場及び練習会場（以下「会場地」という。）における売店の設置、管理、運営等について必要な事項を定める。

2 出店申請

会場地に売店の出店を希望する者は、平成27年度全国高等学校総合体育大会兵庫県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）の定める期間内に、売店出店申請書（様式1）・出店概要書（様式2）及び誓約書（様式3）を添えて申請しなければならない。

3 申請資格

会場地に売店の出店を申請する者は、次のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、過去に同等の大会等に出店した実績があること
- (2) 過去に関係法令上の違反処分を受けていないこと
- (3) その他、県実行委員会が特に認める者

4 出店許可

県実行委員会は会場地の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障が無いと認められる範囲において、設置を許可する者（以下、「出店者」という。）を選定し、出店許可書（様式4）を交付する。

5 販売品目

売店において販売を認める品目は大会にふさわしい品位あるものとし、次のとおりとする。

- (1) スポーツ用品、記念品類
- (2) 食品

売店において調理・加工を行わない以下に掲げる食品で、食品衛生法等の法令に基づいて製造され、容器包装等により衛生的な措置がとられたもの

ア パン類（調理パンを除く。）・菓子類及びアイスクリーム類

イ 飲料水類（ただし、清涼飲料水については原則として大塚製薬株式会社の製品とするなど、公式スポンサーによる制限を設ける場合がある。）

- (3) 土産品

包装、内容、品質等において本県の土産品としてふさわしいもの。

（ただし食品の場合は、常温で保存性のあるものとする）

- (4) その他大会参加者等にとって必要と思われるもの

6 営業時間

売店の営業時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了1時間後までとする。物品の搬入・搬出等の作業は、会場地ごとに定める時間内に大会運営に支障がないように行わなければならない。

7 出店料

出店料は無償とする。

ただし、出店に要する売店設置（会場使用料、テント設置・撤去費用含む）、運営、警備など一切の経費負担は出店事業者が負担するものとする。

8 経費負担及び管理責任

出店者は、売店における物品の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他の不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責を負わない。また、出店者が施設や第三者に損害を与えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

9 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店許可書（様式4）を、売店の見やすいところに掲示すること
- (2) 出店者は、必ずIDカード（県実行委員会が配布する名札）を着用すること
- (3) 出店の権利を第三者に譲渡、転貸、または売店の管理運営を委託しないこと
- (4) 接客にあたっては、節度のある行動をとること
- (5) 許可された品目以外のものを販売しないこと
- (6) 商品を不当な価格で販売しないこと
- (7) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み等を行わないこと
- (8) 拡声器など大音量の音響器具を使用しないこと
- (9) 販売に伴う廃棄物は、当日中に持ち帰ること
- (10) 県実行委員会及び会場施設の管理者の指示にしたがうこと

10 出店許可の取消し

県実行委員会は、出店者がこの要項に違反すると判断した場合、または大会運営上の必要が生じたときは、出店許可を取消することができる。

11 原状回復義務

出店許可期間が満了した場合、または、出店許可を取消されたときは、出店者は速やかに原状回復を行い、県実行委員会の検査を受けなければならない。

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については県実行委員会が別に定める。

附 則 この要項は、平成27年5月8日から施行する。